第四条の三中「様式第二十三の三」を「様式第二十三の四」に改め、同条を第四条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（卸電気通信役務の提供に関する報告）

第四条の五　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はＢＷＡアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの（以下「卸先電気通信事業者」という。）に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

一　当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称

二　当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下「提供卸電気通信役務」という。）の内容

三　当該提供卸電気通信役務に関する料金

四　当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）

五　当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項

六　当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

七　電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

八　電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

九　重要通信の取扱方法

十　当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

十一　前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

十二　有効期間を定めるときは、その期間

2　前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、様式第二十三の六により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3　第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の七により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

4　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときには、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。

5　前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の八により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

6　第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の八により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

7　第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第四条の二中「様式第二十三の二」を「様式第二十三の三」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第十五の三を様式第十五の四とし、様式第十五の二の次に次のように加える。

様式第15の3（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類

事業者名

契　約　数	
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の２第１項第１号イに掲げるもの	（　　）
施行規則第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの	（　　）
施行規則第59条の２第１項第２号に掲げるもの	
参　考　事　項	

注１　「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の２第１項第１号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

２　記載するドメイン名の一部の数に応じ、項を適宜増減すること。

３　一の契約で複数のドメイン名電気通信役務を提供する契約形態の場合は、当該ドメイン名電気通信役務の数を契約数として報告すること。

４　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第23（第４条関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の提供の業務に係る収益報告

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

（単位　円）

電気通信事業営業収益	